

**令和8年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議案一覧表

(令和8年6月12日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	1	放棄した債権の報告について	7
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	9
報告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	17
報告	4	専決処分の承認を求めるについて（令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号））	23
報告	5	令和7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について	27
報告	6	令和7年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	29
報告	7	令和7年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について	31
議案	1	泉南市副市長の選任について	33
議案	2	泉南市教育委員会委員の任命について	35
議案	3	泉南市農業委員会委員の任命について	37
議案	4	泉南市農業委員会委員の任命について	39

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	泉南市農業委員会委員の任命について	41
議案	6	泉南市農業委員会委員の任命について	43
議案	7	泉南市農業委員会委員の任命について	45
議案	8	泉南市農業委員会委員の任命について	47
議案	9	泉南市農業委員会委員の任命について	49
議案	10	泉南市農業委員会委員の任命について	51
議案	11	泉南市農業委員会委員の任命について	53
議案	12	泉南市農業委員会委員の任命について	55
議案	13	泉南市農業委員会委員の任命について	57
議案	14	泉南市農業委員会委員の任命について	59
議案	15	泉南市農業委員会委員の任命について	61
議案	16	泉南市農業委員会委員の任命について	63

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	17	指定金融機関の指定について	65
議案	18	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	67
議案	19	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	69
議案	20	泉南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	71
議案	21	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案	22	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案	23	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案	24	泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案	25	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案	26	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案	27	泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案	28	泉南市立学校給食センター設置条例の廃止について	99
議案	29	令和8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）	101

放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成30年泉南市条例第2号）第19条第1項の規定に基づき、市の債権について下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和8年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和7年度の放棄した債権		
		年度	金額	備考
生活保護法第63条による返還金	第4号該当 (相続放棄)	平成21年度	587,390円	
生活保護法第63条による返還金	第4号該当 (相続放棄)	平成27年度	143,700円	
生活保護法第78条による徴収金	第4号該当 (相続放棄)	平成26年度	2,879,430円	
留守家庭児童会費	第5号該当 (徴収停止後履行困難)	平成30年度	6,000円	

計	3, 6 1 6, 5 2 0 円	
---	-------------------	--

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、市税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講ずる必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月31日専決

泉南市長 山本 優真

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条中「、第72条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第72条の6第1項の申告書、」を削る。

第16条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。）の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第71条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第71条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第72条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第72条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第72条の3から第72条の8までを削る。

第73条（見出しを含む。）、第74条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第76条（見出しを含む。）中「種

別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33条の5様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33条の5様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第80条の見出し、第81条（見出しを含む。）並びに第82条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条第2項中「第71条第3項ただし書」を「第71条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の2の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の2の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の2の3の2第1項」を「附則第6条の2の3第1項」に改め、同条を附則第6条の2の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第6条の3第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の2の3の2第1項」を削る。

附則第6条の4の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項

第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「2分1」を「2分の1」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第7条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の

移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の1第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第9条の2第3項第2号、第9条の2の2第3項第2号及び第9条の3第3項第2号中「、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項」を「及び附則第6条の2の3第1項」に改める。

附則第9条の4第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第9条の6第5項第2号中「、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項」を「及び附則第6条の2の3第1項」に改める。

附則第9条の7を次のように改める。

第9条の7 削除

附則第9条の7の2から第9条の7の6までを削る。

附則第9条の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、

「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第9条の8の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第10条第2項第2号及び第11条第2項第2号中「、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項」を「及び附則第6条の2の3第1項」に改める。

附則第11条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第11条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項」を「及び第6条の2の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年泉南市条例第12号）の一部を次のように改正する。
附則第5条中「の種別割」を削る。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月31日専決

泉南市長 山本 優真

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項、第32項、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第12項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

- 1 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

専決理由

繰越明許費の変更について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第4号

令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月31日専決

泉南市長 山本 優真

第1表 繰越明許費補正

1 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
土 木 費	都 市 計 画 費	砂川樫井線新設事業	360,020千円	362,020千円

令和7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について

令和7年度大阪府泉南市一般会計の継続費年割額に係る経費の金額のうち支出の終わらなかったものについて次のとおり
 繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和7年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度繰越 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度繰越 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国・府支出金	地 方 債	そ の 他
教育費	教育 総務費	(仮称) 西信達義 務教育学 校等整備 事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			7,040,952,000	126,789,000	0	126,789,000	126,788,310	690	690	690	0	0	0

令和8年6月12日提出

泉南市長 山 本 優 真

令和7年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	ファシリティマネジメント推進事業	10,538,000 ^円	10,538,000 ^円	10,538,000 ^円		
総務費	総務管理費	防災情報伝達推進事業	274,917,000	274,916,000		274,800,000	116,000
総務費	総務管理費	産×官×学共創による成長戦略「Sennan L. I. P」ブランド創造事業	14,745,000	14,745,000		7,372,000	7,373,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	200,000	198,000		198,000	
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	8,360,000	5,610,000		5,610,000	
民生費	児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,790,000	6,781,545		3,401,545	3,380,000

商工費	商工費	商工業振興事業	14,500,000	14,500,000	14,500,000		
商工費	商工費	産×官×学共創による成長戦略 「Sennan L.I.P」ブランド創造事業	8,230,000	8,230,000		4,115,000	4,115,000
商工費	商工費	誘客連携による地域活性化事業	45,060,000	45,060,000		22,530,000	22,530,000
商工費	商工費	物価高騰対応支援事業	609,504,000	609,457,135	67,412,226	542,044,909	
土木費	都市計画費	都市計画関連業務事業	2,096,000	2,096,000	1,048,000	1,048,000	
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	362,020,000	362,015,220		355,257,873	6,757,347
教育費	小学校費	施設保全整備事業	71,000,000	71,000,000		70,957,000	43,000
教育費	中学校費	施設保全整備事業	31,000,000	31,000,000		30,887,000	113,000
合 計			1,458,960,000	1,456,146,900	93,498,226	1,318,221,327	44,427,347

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

令和7年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度泉南市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年度泉南市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度	説 明
						国 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	大里川ポンプ場 水門改築に係る 建設工事委託	円 108,000,000	円 48,000,000	円 60,000,000	円 30,000,000	円 26,800,000	円 3,200,000	円 0	円 0	水門ゲート設備等の特注品の納期が遅延したことにより、年度内に事業完了が困難となったため
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	大里川ポンプ場 水門改築に係る 建設工事委託	円 80,000,000	円 0	円 80,000,000	円 40,000,000	円 35,700,000	円 4,300,000	円 0	円 0	国の令和7年度補正予算を活用し、令和8年度に予定していた事業を前倒しして実施する必要が生じたことにより、年度内に事業完了が困難となったため

1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	吉見ポンプ場 建設負担金	32,722,000	9,505,000	23,217,000	0	23,200,000	17,000	0	0	田尻町が実施する吉見ポンプ場の設備更新に使用する部品の調達に時間を要したことにより、年度内に事業完了が困難となったため
合 計			220,722,000	57,505,000	163,217,000	70,000,000	85,700,000	7,517,000	0	0	

令和8年6月12日提出

泉南市長 山 本 優 真

議案第1号

泉南市副市長の選任について

次の者を泉南市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市外
氏 名 阿児 和成（あこ かずしげ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 地方公務員

提案理由

阿児和成氏は、令和8年7月31日をもって副市長としての任期満了となるが、引き続き副市長として最適任者と認め選任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

阿児 和成 氏 経歴

昭和62年	3月	大阪市立大学法学部卒業
同 62年	4月	大阪府採用
平成17年	4月	大阪府総務部市町村課課長補佐 (柏原市市長公室理事)
同 19年	4月	大阪府総務部人事室課長補佐
同 21年	4月	大阪府総務部市町村課課長補佐
同 22年	3月	大阪府総務部市町村課参事
同 22年	4月	高石市副市長
同 24年	4月	大阪府政策企画部大都市制度室課長
同 25年	4月	大阪府市大都市局課長
同 27年	7月	大阪府健康医療部副理事 (地方独立行政法人大阪府立病院機構派遣)
同 30年	4月	大阪府総務部次長
令和 2年	4月	大阪府総務部人事局長
同 3年	4月	大阪府人事委員会事務局長
同 4年	8月	泉南市副市長 (現在に至る)

議案第2号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市内
氏 名 湊久晶（みなと ひさあき）
生年月日 ○年○月○日
職 業 会社役員

提案理由

泉南市教育委員会委員湊久晶氏は、令和8年7月11日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第2号参考

湊 久晶 氏 経歴

昭和58年	3月	近畿大学商経学部商学科卒業	
同	58年	4月	大一港運株式会社入社
同	63年	4月	有限会社湊運送入社 専務取締役
平成	3年	6月	株式会社ミナトライン代表取締役（現在に至る）
同	6年	4月	泉南市立西信達小学校PTA会長
同	10年	1月	社団法人泉南青年会議所理事長
同	10年	5月	泉南市商工会理事（現在に至る）
同	14年	4月	泉南陸運組合役員
同	22年	12月	泉南市民生委員児童委員（現在に至る）
令和	2年	5月	泉南市ABC委員会委員長（現在に至る）
同	4年	7月	泉南市教育委員会委員（現在に至る）
同	7年	4月	泉南市教育委員会教育長職務代理者（現在に至る）

議案第3号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 山下 博（やました ひろし）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第4号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

住 所 泉南市内
氏 名 立道 智恵（たてみち ともえ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第5号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 岩本 和男（いわもと かずお）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第6号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 南 達也（みなみ たつや）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業兼会社員

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第7号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 総谷 守（かせや まもる）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業兼自営業

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第8号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 奥野 正章（おくの まさあき）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業兼会社役員

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第9号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 東 和宏（ひがし かずひろ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第10号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 池上 安夫（いけがみ やすお）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第11号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 向井 彰一（むかい しょういち）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業兼土地家屋調査士

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第12号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	森谷 豊（もりたに ゆたか）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第13号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所	泉南市内
氏 名	南 直樹（みなみ なおき）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第14号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

住 所	泉南市内
氏 名	上野 寛治（うえの かんじ）
生年月日	○年○月○日
職 業	農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第15号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 太佐 博（たいさ ひろし）
生年月日 ○年○月○日
職 業 農業

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第16号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

住 所 泉南市内
氏 名 伊藤 喜久（いとう よしひさ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 行政書士

提案理由

現委員が令和8年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第17号

指定金融機関の指定について

次のとおり指定金融機関を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

- 1 金融機関の名称
株式会社池田泉州銀行
- 2 金融機関の所在地
大阪市北区茶屋町18番14号
- 3 指定の日
令和8年10月1日

議案第18号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、令和8年10月1日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議について、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

議案第19号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の変更について、関係市町村と協議する。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第20号

泉南市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

泉南市長の退職手当の特例に関する条例を別紙のように定める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本優真

提案理由

市長の退職手当について不支給の特例措置を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の際現に市長の職にある者が任期満了し、又は退職する場合には、その者に対しては、特別職の職員の給与に関する条例（平成11年泉南市条例第16号）に基づく退職手当は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の際現に市長の職にある者の退職の日限り、その効力を失う。

議案第 2 1 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

令和 8 年 7 月 1 日から公共施設再編室を廃止し、その事務を総務部に編入することに伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 公共施設の再編に関すること。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 22 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

泉南市農業委員会の報酬額について、活動実績に応じた報酬額の改定を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会会長の項中「225,000円」を「300,000円」に改め、同表農業委員会会長の項の次に次のように加える。

農業委員会会長職務代理者	年額 225,000円
--------------	-------------

別表農業委員会委員の項及び同表農地利用最適化推進委員の項中「120,000円」を「180,000円」に改め、同表農業委員会委員補助員の項中「年額 22,000円」を「日額 7,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の報酬及び費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第 23 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

特別職の給料月額削減に係る特例を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（給料月額の特例）

- 2 別表の規定の適用については、令和8年7月1日から令和12年5月21日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「680,000円」と、「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、期末手当及び退職手当の額を算出する場合には、この限りでない。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 2 4 号

泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

国家公務員等の旅費制度の改正を踏まえ、本市の旅費支給に係る規定について所要の措置を講ずる必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例

泉南市職員旅費条例（昭和31年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃」を「交通費」に、「日当及び宿泊料」を「宿泊費等」に、「第15条」を「第14条」に、「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費等」に、「第16条—第18条」を「第15条—第17条」に、「解職及び退職者の旅費」を「雑則」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第1条中「別表第1及び別表第2に掲げる」を削る。

第2条を次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年泉南市条例第37号）の適用を受ける者をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務地（常時勤務する勤務地のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 家族 職員の配偶者（届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第3条中「車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿

泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 交通費

第7条第1項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第8条から第11条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、航空機及び船舶以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第12条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 宿泊費等

第13条を次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者に適用される額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第13条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第13条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前章の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条の3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜あたり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条及び前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、航空賃、船賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にか

かわらず、宿泊手当は支給しない。

第15条を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 転居費等

(転居費)

第15条 転居費は、赴任（本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次の各号に定める額とする。ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。
- 2 前項の算定に当たつては、市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
 - 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 雑則

第5章中第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、航空賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費は、現に支払い、又は支払うこととなる額を超えて支給することはできない。

第22条中「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市職員旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 25 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額の改定を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の泉南市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 26 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、市税に関する制度改正が施行されるため、本市関係条例においても所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条第1項ただし書中「及び第27条の3第1項」を「並びに第27条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第27条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第1条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第42条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係

る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第52条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万

円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の2の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の2の4中「又は附則第11条第1項」を「、附則第10条の3第1項又は附則第11条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の4第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第9条の10中「あつた」を「あつた」に改め、「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第10条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第1

9条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第52条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第23条第2項の改正規定並びに附則第6条の2の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の4及び第9条の10の改正規定並びに次条第4項の規定
令和10年1月1日
- (3) 附則第6条の2の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第10条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の2の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）

若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例附則第6条の2の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第9条の4第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第9条の4第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第10条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第52条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じることにより、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

泉南市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。
第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第28号

泉南市立学校給食センター設置条例の廃止について

泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

泉南市立学校給食センターについては、市立小学校給食の調理を終了したことから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例

泉南市立学校給食センター設置条例（昭和50年泉南市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
（報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。
別表学校給食センター運営委員会委員の項を削る。

議案第29号

令和8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,406,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月12日提出

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		6,440,174	168,073	6,608,247
	1 国庫負担金	5,720,050	71,364	5,791,414
	2 国庫補助金	700,357	96,049	796,406
	3 委託金	19,767	660	20,427
15 府支出金		2,637,450	13,418	2,650,868
	2 府補助金	616,219	1,711	617,930
	3 委託金	95,730	11,707	107,437
17 寄附金		1,503,870	11,730	1,515,600
	1 寄附金	1,503,870	11,730	1,515,600
18 繰入金		2,540,504	284,320	2,824,824
	1 基金繰入金	2,487,460	284,320	2,771,780
19 諸収入		299,831	4,900	304,731
	3 雑入	295,804	4,900	300,704
20 市債		1,865,500	115,600	1,981,100
	1 市債	1,865,500	115,600	1,981,100
歳入	合計	31,808,783	598,041	32,406,824

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		212,789	2,022	214,811
	1 議会費	212,789	2,022	214,811
2 総務費		3,490,207	205,834	3,696,041
	1 総務管理費	2,761,817	194,127	2,955,944
	4 選挙費	72,424	11,707	84,131
3 民生費		14,222,132	135,628	14,357,760
	1 社会福祉費	5,690,990	18,591	5,709,581
	2 児童福祉費	4,468,676	9,225	4,477,901
	3 生活保護費	2,030,779	102,566	2,133,345
	5 介護保険費	1,063,346	5,246	1,068,592
5 農林水産業費		165,038	19,224	184,262
	1 農業費	151,026	19,224	170,250
6 商工費		157,498	4,170	161,668
	1 商工費	157,498	4,170	161,668
7 土木費		2,048,460	177,288	2,225,748
	1 土木管理費	145,527	21,813	167,340
	2 道路橋梁費	341,782	60,000	401,782
	3 河川費	9,657	21,045	30,702
	4 都市計画費	1,045,879	39,100	1,084,979
	5 住宅費	505,615	35,330	540,945
9 教育費		4,590,641	53,507	4,644,148

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	2,511,819	583	2,512,402
	2 小学校費	833,102	28,635	861,737
	3 中学校費	302,280	8,935	311,215
	4 幼稚園費	360,459	3,800	364,259
	5 社会教育費	504,854	6,217	511,071
	6 保健体育費	78,127	5,337	83,464
11 諸支出金		1,676,528	368	1,676,896
	10 雑支出	0	368	368
歳 出 合 計		31,808,783	598,041	32,406,824

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
中心拠点まちづくり推進事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和9年度	24,343千円
岡田浦駅周辺地区公共施設等再編事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和9年度	25,476千円
グループウェアシステム等更新事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和14年度	71,798千円
行政LANシステム(インターネット系)更新事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和14年度	215,490千円
大阪府知事及び府議会議員選挙執行事業 (令和8年度)	令和8年度～ 令和9年度	11,434千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考
				資 金 区 分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
庁舎整備事業	千円 2,700	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還、又は満期一 括償還	左記の条件の範囲内におい て借入先に融通条件がある 場合は、その条件に従うこ とができる。また、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	
認定こども園整備事業	8,200	〃	〃	〃	25	3	〃	〃	
総合交流拠点施設整備事業	3,200	〃	〃	〃	10	2	〃	〃	
河川改修事業	2,200	〃	〃	〃	20	5	〃	〃	
浸水対策事業	16,100	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
インフラ包括管理システム 導入事業	3,600	〃	〃	〃	5	1	〃	〃	

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
道路整備事業	千円 124,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 169,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
市営住宅整備事業	337,600	〃	〃	〃	367,600	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	1,114,000	〃	〃	〃	1,118,600	〃	〃	〃

令和 8 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	国庫支出金	6,440,174	168,073	6,608,247			
(1)	国庫負担金	5,720,050	71,364	5,791,414			
	1) 民生費国庫負担金	5,253,274	71,364	5,324,638	3. 生活保護費負担金	71,364	生活保護費負担金
(2)	国庫補助金	700,357	96,049	796,406			
	1) 総務費国庫補助金	101,722	78,267	179,989	1. 総務管理費補助金	78,267	地域未来交付金 74,230 地域未来交付金(デジタル推進課) 4,037
	2) 民生費国庫補助金	189,389	16,071	205,460	1. 社会福祉費補助金	10,825	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 7,415 障害者総合支援事業費補助金 3,410
					3. 介護保険費補助金	5,246	地域介護・福祉空間整備等施設事業補助金
	5) 教育費国庫補助金	45,233	1,711	46,944	4. 社会教育費補助金	1,711	子ども・子育て支援交付金(生涯学習課)
(3)	委託金	19,767	660	20,427			
	2) 民生費委託金	18,780	660	19,440	1. 社会福祉費委託金	660	国民年金事務費交付金
15	府支出金	2,637,450	13,418	2,650,868			
(2)	府補助金	616,219	1,711	617,930			
	8) 教育費府補助金	206,869	1,711	208,580	4. 社会教育費補助金	1,711	子ども・子育て支援交付金(生涯学習課)
(3)	委託金	95,730	11,707	107,437			
	1) 総務費委託金	89,230	11,707	100,937	5. 選挙費委託金	11,707	大阪府知事選挙委託金 8,805 大阪府議会議員選挙委託金 2,902
17	寄附金	1,503,870	11,730	1,515,600			
(1)	寄附金	1,503,870	11,730	1,515,600			

款 17 寄附金 項 1 寄附金

款 17 寄附金 項 1 寄附金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 総務費寄附金	1,503,768	10,000	1,513,768	1. 総務管理費寄附金	10,000	企業版ふるさと納税寄附金
	2) 民生費寄附金	102	650	752	1. 児童福祉費寄附金	650	子ども食堂寄附金
	4) 教育費寄附金	0	80	80	1. 社会教育費寄附金	80	図書購入寄附金
	7) 商工費寄附金	0	1,000	1,000	1. 商工費寄附金	1,000	プロモーションイベント共創寄附金
18 繰入金		2,540,504	284,320	2,824,824			
(1) 基金繰入金		2,487,460	284,320	2,771,780			
	1) 財政調整基金繰入金	388,700	51,043	439,743	1. 財政調整基金繰入金	51,043	財政調整基金繰入金
	2) 公共施設整備基金繰入金	105,700	55,700	161,400	1. 公共施設整備基金繰入金	55,700	公共施設整備基金繰入金
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	1,246,299	172,634	1,418,933	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	172,634	ふるさと泉南水なす基金繰入金
	9) ふるさと創生事業推進基金繰入金	0	4,943	4,943	1. ふるさと創生事業推進基金繰入金	4,943	ふるさと創生事業推進基金繰入金
19 諸収入		299,831	4,900	304,731			
(3) 雑入		295,804	4,900	300,704			
	2) 雑入	294,604	4,900	299,504	4. 雑入	4,900	自治宝くじコミュニティ助成金(政策推進課) 2,400 国際交流支援事業助成金 1,500 ライフスポーツ財団子ども活動支援金 1,000

20 市債		1,865,500	115,600	1,981,100			
(1) 市債		1,865,500	115,600	1,981,100			
	1) 総務債	31,100	2,700	33,800	1. 総務管理債	2,700	庁舎整備事業債（デジタル推進課）
	2) 民生債	0	8,200	8,200	2. 児童福祉債	8,200	認定こども園整備事業債
	4) 商工債	0	3,200	3,200	1. 商工債	3,200	総合交流拠点施設整備事業債
	5) 土木債	461,600	96,900	558,500	1. 道路橋梁債	45,000	道路整備事業債
3. 住宅債					30,000	住宅整備事業債	
4. 河川債					18,300	河川改修事業債 浸水対策事業債	2,200 16,100
5. 土木総務債					3,600	インフラ包括管理システム導入事業債	
	6) 教育債	1,277,900	4,600	1,282,500	2. 小学校債	1,300	学校教育施設等整備事業債
4. 中学校債					3,300	学校教育施設等整備事業債	
歳 入 合 計		31,808,783	598,041	32,406,824			

款 20 市債 項 1 市債

歳 出

款 1 議会費 項 1 議会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	212,789	2,022	214,811		2,022	
(1) 議会費	212,789	2,022	214,811		2,022	
1) 議会費	212,789	2,022	214,811		2,022	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	400	
				8. 旅費	1,622	
[3] 議会活動補助事業	3,046	2,022	5,068		2,022	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	400	謝礼金
				8. 旅費	1,622	費用弁償 1,216 普通旅費 406
2 総務費	3,490,207	205,834	3,696,041	197,584	8,250	
				国庫支出金		
				74,230		
				府支出金		
				11,707		
				地方債		
				2,700		
				寄附金		
				10,000		
				繰入金		
				96,547		
				諸収入		
				2,400		
(1) 総務管理費	2,761,817	194,127	2,955,944	185,877	8,250	
				国庫支出金		
				74,230		
				地方債		
				2,700		
				寄附金		
				10,000		

				繰入金 96,547		
				諸収入 2,400		
1) 一般管理費	242,728	7,913	250,641	7,913		
				繰入金 7,913		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	7,913	
[4] 庁舎管理事業	104,898	7,913	112,811	7,913		総務課
				繰入金 7,913 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 7,913]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	7,913	庁舎等修繕料
4) 行政管理費	5,526	352	5,878		352	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	352	
[1] 行政事務事業	5,526	352	5,878		352	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	352	弁護士報酬
5) 財政管理費	270,844	990	271,834		990	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	990	
[2] 財政運営事務事業	621	990	1,611		990	財政課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	990	電算システム改修委託料
9) 企画費	1,006,870	177,214	1,184,084	175,264	1,950	
				国庫支出金 74,230		
				寄附金 10,000		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰入金 88,634		
				諸収入 2,400		
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	808	
				8. 旅費	4,611	
				10. 需用費	219	
				11. 役務費	115	
				12. 委託料	19,055	
				13. 使用料及び賃借料	46	
				18. 負担金、補助及び 交付金	152,360	
[4] 国際化推進事業	768	4,943	5,711	4,943		政策推進課
				繰入金 4,943 [ふるさと創生事業 推進基金繰入金 4,943]		
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	800	謝礼金
				8. 旅費	4,083	普通旅費
				10. 需用費	50	消耗品費
				13. 使用料及び賃借料	10	駐車通行料
[6] 市民協働推進事業	417	314	731	314		政策推進課
				繰入金 314 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 314]		

				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	8	一時保育謝礼
				10. 需用費	130	消耗品費 50 印刷製本費 80
				11. 役務費	85	広告・広報折込料
				12. 委託料	55	動画作成委託料
				13. 使用料及び賃借料	36	会場借上料
[16] シティプロモーション推進事業	35,063	21,097	56,160	21,097		プロモーション戦略課・ふるさと戦略課
				寄附金 10,000 [総務管理費寄附金 10,000]		
				繰入金 11,097 [ふるさと泉南水なす基金繰入金 11,097]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	528	普通旅費
				10. 需用費	39	消耗品費
				11. 役務費	30	運搬料
				12. 委託料	19,000	共創プロジェクト推進事業委託料 10,000 ECサイト活用委託料 9,000
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,500	イベント参加負担金
[21] 地域コミュニティ活動支援事業	0	2,400	2,400	2,400		政策推進課
				諸収入 2,400 [雑入 2,400]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	2,400	コミュニティ補助金

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明			
				特 定 財 源	一 般 財 源				
[29] りんくう中南エリア活性化プロジェクト事業	0	148,460	148,460		146,510	1,950	連携戦略課		
				国庫支出金					
				74,230					
				[総務管理費補助金					
				74,230]					
繰入金									
72,280									
[ふるさと泉南水な									
す基金繰入金									
72,280]									
節 区 分				金 額					
18. 負担金、補助及び						地域活性化スポーツ拠点整備支援補助金 144,560			
交付金				148,460		回遊促進対策支援補助金 3,900			
10) 情報管理費	301,238	7,658	308,896		2,700	4,958			
				地方債					
				2,700					
				節 区 分				金 額	
				1. 報酬				30	
12. 委託料				3,102					
13. 使用料及び賃借料				879					
17. 備品購入費				3,647					
[3] 住民情報記録システム事業	173,976	3,647	177,623		2,700	947	デジタル推進課		
				地方債					
				2,700					
				[総務管理債					
2,700]									
節 区 分				金 額					
17. 備品購入費				3,647		機械器具費			
[4] 行政LAN事業	64,092	2,456	66,548		2,456	デジタル推進課			

				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	15	プロポーザル選定委員会委員報酬
				12. 委託料	1,562	行政LANシステム委託料
				13. 使用料及び賃借料	879	生成AIサービス使用料
[6] 自治体情報セキュリティ強化対策事業	10,593	1,555	12,148		1,555	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	15	プロポーザル選定委員会委員報酬
				12. 委託料	1,540	電算委託料
(4) 選挙費	72,424	11,707	84,131	11,707		
				府支出金		
				11,707		
3) 大阪府知事及び府議会議員選挙費	0	11,707	11,707	11,707		
				府支出金		
				11,707		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	131	
				3. 職員手当等	3,433	
				7. 報償費	165	
				8. 旅費	16	
				10. 需用費	916	
				11. 役務費	5,198	
				13. 使用料及び賃借料	462	
				15. 原材料費	66	
				17. 備品購入費	1,320	
[1] 選挙等執行事業	0	11,707	11,707	11,707		選挙管理委員会事務局
				府支出金		
				11,707		
				[選挙費委託金		
				11,707]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	131	期日前投票所の投票立会人報酬
				3. 職員手当等	3,433	超勤手当

款 2 総務費 項 4 選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	165	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	16	費用弁償 2 普通旅費 14
				10. 需用費	916	消耗品費 628 食糧費 4 印刷製本費 284
				11. 役務費	5,198	郵便料 4,129 電話料 30 速報電話架設料 114 器具点検料 880 保険料 45
				13. 使用料及び賃借料	462	投票所借上料 131 会場借上料 316 駐車通行料 15
				15. 原材料費	66	資材費
				17. 備品購入費	1,320	機械器具費
3 民生費	14,222,132	135,628	14,357,760		102,885	32,743
				国庫支出金	88,095	
				地方債	8,200	
				寄附金	650	
				繰入金	5,940	
(1) 社会福祉費	5,690,990	18,591	5,709,581		10,010	8,581
				国庫支出金	4,070	
				繰入金	5,940	
1) 社会福祉総務費	241,597	1,661	243,258			1,661

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,661	
[17] 泉南市老人クラブ連合会事務事業	0	1,661	1,661		1,661	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,661	泉南市老人クラブ連合会事務事業委託料
2) 民生児童委員費	1,286	3,323	4,609		3,323	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,323	
[1] 民生委員児童委員活動事業	1,286	3,323	4,609		3,323	生活福祉課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,323	市事務委託料
4) 防犯費	2,683	5,940	8,623	5,940		
				繰入金		
				5,940		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	5,940	
[1] 防犯事業	2,683	5,940	8,623	5,940		生活福祉課
				繰入金		
				5,940		
				[ふるさと泉南水なす基金繰入金		
				5,940]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	5,940	機械器具費
5) 国民年金費	18,308	660	18,968	660		
				国庫支出金		
				660		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	
[2] 国民年金事務事業	731	660	1,391	660		保険年金課
				国庫支出金		
				660		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[社会福祉費委託金 660]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	660	電算システム改修委託料
8) 障害福祉費	3,783,688	7,007	3,790,695	3,410	3,597	
				国庫支出金 3,410		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	7,007	
[2] 一般事務事業	4,711	6,820	11,531	3,410	3,410	障害福祉課
				国庫支出金 3,410		
				[社会福祉費補助金 3,410]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	6,820	電算システム改修委託料
[9] 特別児童扶養手 当事務事業	472	187	659		187	障害福祉課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	187	電算システム改修委託料
(2) 児童福祉費	4,468,676	9,225	4,477,901	8,850	375	
				地方債 8,200		
				寄附金 650		
1) 児童福祉総務費	1,491,933	650	1,492,583	650		
				寄附金 650		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	650	

[5] 子ども食堂応援事業	2,153	650	2,803	650		家庭支援課
				寄附金 650 [児童福祉費寄附金 650]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	650	子ども食堂サポート補助金
6) 保育教育支援費	1,903,057	8,575	1,911,632	8,200	375	
				地方債 8,200		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費 12. 委託料	3,537 5,038	
[2] 認定こども園事業	32,559	8,575	41,134	8,200	375	保育子ども課
				地方債 8,200 [児童福祉債 8,200]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費 12. 委託料	3,537 5,038	施設等修繕料 電気工作物保安管理業務委託料 設計委託料
						38 5,000
(3) 生活保護費	2,030,779	102,566	2,133,345	78,779	23,787	
				国庫支出金 78,779		
1) 生活保護費	2,030,779	102,566	2,133,345	78,779	23,787	
				国庫支出金 78,779		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等 10. 需用費 11. 役務費 12. 委託料	883 200 770 5,562	

款 3 民生費 項 3 生活保護費

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	95,151	
[1] 人件費事業	117,076	883	117,959	883		秘書人事課
				国庫支出金		
				883		
				[社会福祉費補助金		
				883]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	883	超勤手当
[2] 生活保護事業	1,898,221	101,683	1,999,904	77,896	23,787	生活福祉課
				国庫支出金		
				77,896		
				[社会福祉費補助金		
				6,532]		
				[生活保護費負担金		
				71,364]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	200	消耗品費
				11. 役務費	770	郵便料 154 手数料 616
				12. 委託料	5,562	人材派遣委託料
				19. 扶助費	95,151	生活扶助費
(5) 介護保険費	1,063,346	5,246	1,068,592	5,246		
				国庫支出金		
				5,246		
1) 介護保険費	1,063,346	5,246	1,068,592	5,246		
				国庫支出金		
				5,246		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	5,246	

[5] 介護保険施設整備事業	0	5,246	5,246	5,246		長寿社会推進課
				国庫支出金 5,246 [介護保険費補助金 5,246]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	5,246	地域介護・福祉空間整備等施設事業補助金
5 農林水産業費	165,038	19,224	184,262	15,848	3,376	
				繰入金 15,848		
(1) 農業費	151,026	19,224	170,250	15,848	3,376	
				繰入金 15,848		
1) 農業委員会費	18,360	326	18,686		326	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	326	
[1] 人件費事業	17,443	326	17,769		326	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	326	農業委員会委員報酬
6) 農業公園費	17,211	15,848	33,059	15,848		
				繰入金 15,848		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,328	
				12. 委託料	14,520	
[1] 農業公園維持管理事業	17,211	15,848	33,059	15,848		産業振興課
				繰入金 15,848 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 15,848]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,328	修繕料

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	14,520	測量・調査等委託料
7) 溜池改修事業費	9,000	3,050	12,050		3,050	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,050	
[1] 溜池改修事業	9,000	3,050	12,050		3,050	産業振興課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,050	調査委託料
6 商工費	157,498	4,170	161,668	3,800	370	
				地方債		
				3,200		
				繰入金		
				600		
(1) 商工費	157,498	4,170	161,668	3,800	370	
				地方債		
				3,200		
				繰入金		
				600		
2) 商工振興費	34,908	3,570	38,478	3,200	370	
				地方債		
				3,200		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,570	
[4] 総合交流拠点施設関係事業	500	3,570	4,070	3,200	370	産業振興課
				地方債		
				3,200		
				[商工債		
				3,200]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	3,570	修繕料
5) 観光振興費	30,668	600	31,268	600		

				繰入金 600		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	180	
				18. 負担金、補助及び 交付金	420	
[2] 観光振興事業	11,933	420	12,353	420		プロモーション戦略課
				繰入金 420 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 420]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	420	秋季祭礼プロモーション事業補助金
[5] 恋人の聖地環境 保全事業	0	180	180	180		プロモーション戦略課
				繰入金 180 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 180]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	180	修繕料
7 土木費	2,048,460	177,288	2,225,748	153,776	23,512	
				国庫支出金 4,037		
				地方債 96,900		
				繰入金 51,839		
				諸収入 1,000		
(1) 土木管理費	145,527	21,813	167,340	21,376	437	
				国庫支出金 4,037		

款 7 土木費 項 1 土木管理費

款 7 土木費 項 1 土木管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 3,600		
				繰入金 13,739		
1) 土木総務費	145,527	21,813	167,340	21,376	437	
				国庫支出金 4,037		
				地方債 3,600		
				繰入金 13,739		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	21,813	
[2] 一般事務事業	4,884	21,813	26,697	21,376	437	道路課
				国庫支出金 4,037 [総務管理費補助金 4,037]		
				地方債 3,600 [土木総務債 3,600]		
				繰入金 13,739 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 13,739]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	21,813	インフラ包括管理委託事業者選定支援業務委託料 13,739 インフラ包括管理システム運営業務委託料 8,074
(2) 道路橋梁費	341,782	60,000	401,782	45,000	15,000	

				地方債 45,000		
3) 道路維持費	137,947	60,000	197,947	45,000	15,000	
				地方債 45,000		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	60,000	
[1] 道路維持管理事業	113,088	60,000	173,088	45,000	15,000	道路課
				地方債 45,000 [道路橋梁債 45,000]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	60,000	
(3) 河川費	9,657	21,045	30,702	18,300	2,745	
				地方債 18,300		
2) 河川維持改良費	1,290	2,983	4,273	2,200	783	
				地方債 2,200		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	2,983	
[1] 河川管理事業	1,290	2,983	4,273	2,200	783	下水道課
				地方債 2,200 [河川債 2,200]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	2,983	
3) 浸水対策費	6,342	18,062	24,404	16,100	1,962	
				地方債 16,100		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	18,062	
[1] 浸水対策事業	6,342	18,062	24,404	16,100	1,962	下水道課

款 7 土木費 項 3 河川費

款 7 土木費 項 3 河川費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 16,100 [河川債 16,100]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	18,062	
(4) 都市計画費	1,045,879	39,100	1,084,979	39,100		
				繰入金	38,100	
				諸収入	1,000	
1) 都市政策総務費	70,702	10,230	80,932	10,230		
				繰入金	10,230	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,230	
[2] 都市計画関連業務事業	10,852	10,230	21,082	10,230		都市政策課
				繰入金	10,230	
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 10,230]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	10,230	都市計画決定等業務委託料
4) 公園管理費	41,399	28,870	70,269	28,870		
				繰入金	27,870	
				諸収入	1,000	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	19,370	

				14. 工事請負費 17. 備品購入費	6,000 3,500	
[2] 公園緑地等維持 管理事業 (住宅 公園課)	40,569	28,870	69,439	28,870		住宅公園課
				繰入金 27,870 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 27,870]		
				諸収入 1,000 [雑入 1,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	19,370	調査委託料
				14. 工事請負費	6,000	
				17. 備品購入費	3,500	機械器具費
(5) 住宅費	505,615	35,330	540,945	30,000	5,330	
				地方債 30,000		
1) 住宅管理費	495,880	35,330	531,210	30,000	5,330	
				地方債 30,000		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	30,000	
				21. 補償、補填及び賠 償金	5,330	
[2] 市営住宅維持管 理事業	35,215	30,000	65,215	30,000		住宅公園課
				地方債 30,000 [住宅債 30,000]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	30,000	施設等修繕料

款 7 土木費 項 5 住宅費

款 7 土木費 項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[4] 市営住宅建替事業	332,618	5,330	337,948		5,330	住宅公園課
				節 区 分	金 額	
				21. 補償、補填及び賠償金	5,330	補償金
9 教育費	4,590,641	53,507	4,644,148	16,405	37,102	
				国庫支出金		
				1,711		
				府支出金		
				1,711		
				地方債		
				4,600		
寄附金						
80						
繰入金						
6,803						
諸収入						
1,500						
(1) 教育総務費	2,511,819	583	2,512,402	583		
				繰入金		
				△917		
諸収入						
1,500						
4) 指導費	145,054	583	145,637	583		
				繰入金		
				583		
				節 区 分	金 額	
12. 委託料		583				
[1] 教育推進事業	81,895	583	82,478	583		指導課
				繰入金		
583						

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 583]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	583	校章校歌制作委託料
5) 国際教育推進費	35,302	0	35,302			
				繰入金 △1,500		
				諸収入 1,500		
[1] 国際教育推進事 業	10,157	0	10,157			人権国際教育課
				繰入金 △1,500 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 △1,500]		
				諸収入 1,500 [雑入 1,500]		
(2) 小学校費	833,102	28,635	861,737	1,300	27,335	
				地方債 1,300		
3) 学校施設整備費	217,191	27,843	245,034	1,300	26,543	
				地方債 1,300		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,800	
				12. 委託料	26,043	
[1] 施設保全整備事 業	217,191	27,843	245,034	1,300	26,543	教育総務課
				地方債 1,300 [小学校債 1,300]		

款 9 教育費 項 2 小学校費

款 9 教育費 項 2 小学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,800	学校施設等修繕料
				12. 委託料	26,043	設計委託料 22,000 測量・調査等委託料 4,043
4) 小学校給食費	408,244	792	409,036		792	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	792	
[3] 施設保全整備事業	4,147	792	4,939		792	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	792	引越委託料 170 廃棄物処分委託料 622
(3) 中学校費	302,280	8,935	311,215	3,300	5,635	
				地方債		
				3,300		
3) 学校施設整備費	20,317	7,893	28,210	3,300	4,593	
				地方債		
				3,300		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,400	
				12. 委託料	3,493	
[1] 施設保全整備事業	20,317	7,893	28,210	3,300	4,593	教育総務課
				地方債		
				3,300		
				[中学校債		
				3,300]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	4,400	学校施設等修繕料
				12. 委託料	3,493	測量・調査等委託料
4) 中学校給食費	119,466	1,042	120,508		1,042	

				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	1,042	
[1] 中学校給食提供事業	95,031	1,042	96,073		1,042	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	1,042	学校備品購入費
(4) 幼稚園費	360,459	3,800	364,259		3,800	
3) 幼稚園施設整備費	3,348	3,800	7,148		3,800	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,800	
[1] 施設保全整備事業	3,348	3,800	7,148		3,800	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,800	ゴミ収集委託料 500 測量・調査等委託料 3,300
(5) 社会教育費	504,854	6,217	511,071	6,217		
				国庫支出金		
				1,711		
				府支出金		
				1,711		
				寄附金		
				80		
				繰入金		
				2,715		
4) 青少年教育費	8,473	1,002	9,475	1,002		
				繰入金		
				1,002		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,002	
[1] 二十歳のつどい開催事業	1,408	1,002	2,410	1,002		生涯学習課
				繰入金		
				1,002		

款 9 教育費 項 5 社会教育費

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 1,002]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,002	消耗品費
6) 留守家庭児童会 費	179,664	5,135	184,799	5,135		
				国庫支出金 1,711		
				府支出金 1,711		
				繰入金 1,713		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,227	
				13. 使用料及び賃借料	1,040	
				17. 備品購入費	2,868	
[2] 留守家庭児童会 運営事業	27,953	5,135	33,088	5,135		生涯学習課
				国庫支出金 1,711 [社会教育費補助金 1,711]		
				府支出金 1,711 [社会教育費補助金 1,711]		
				繰入金 1,713 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 1,713]		

				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	1,227	消耗品費	402
						施設等修繕料	825
				13. 使用料及び賃借料	1,040	ソフトウェア使用料	
				17. 備品購入費	2,868	機械器具費	
9) 図書館及びホール費	112,988	80	113,068	80			
				寄附金			
				80			
				節 区 分	金 額		
				17. 備品購入費	80		
[2] 図書館運営事業	21,300	80	21,380	80		文化振興課	
				寄附金			
				80			
				[社会教育費寄附金			
				80]			
				節 区 分	金 額		
				17. 備品購入費	80	図書購入費	
(6) 保健体育費	78,127	5,337	83,464	5,005	332		
				繰入金			
				5,005			
2) 保健体育推進費	20,110	5,337	25,447	5,005	332		
				繰入金			
				5,005			
				節 区 分	金 額		
				13. 使用料及び賃借料	11		
				18. 負担金、補助及び			
				交付金	5,326		
[1] 保健体育団体推進事業	5,688	332	6,020		332	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				18. 負担金、補助及び		泉南市体育協会補助金	
				交付金	332		

款 9 教育費 項 6 保健体育費

款 9 教育費 項 6 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[2] 国際的スポーツ エリア「SEN NAN CAM P」創造事業	14,422	3,771	18,193			生涯学習課
				3,771		
				繰入金 3,771 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 3,771]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,771	WMG先行事業開催及び誘客連携負担金
[3] 泉州国際マラソ ン事業	0	1,234	1,234			生涯学習課
				1,234		
				繰入金 1,234 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 1,234]		
				節 区 分	金 額	
				13. 使用料及び賃借料	11	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,223	泉州国際マラソン負担金
11 諸支出金	1,676,528	368	1,676,896		368	
(10) 雑支出	0	368	368		368	
1) 返還金	0	368	368			
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	368	
[10] 国支出金・府支 出金返還金事業 (教育総務課)	0	368	368		368	教育総務課

				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	368	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金返還 金 34 学校施設環境改善国庫交付金返還金 334
歳 出 合 計	31,808,783	598,041	32,406,824			
				国庫支出金		
				168,073		
				府支出金		
				13,418		
				地方債		
				115,600		
				寄附金		
				10,730		
				繰入金		
				177,577		
				諸収入		
				4,900		

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当				計
補正後	長 等	3	0	26,106	11,534	2,873	6,181	46,694	7,223	53,917	その他の手当 通勤手当 351千円 児童手当 300千円 退職手当 5,530千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	20,283	140,063	
	その他の特別職	1,138	63,754	0	0	0	0	63,754	0	63,754	
	計	1,156	145,826	26,106	49,242	2,873	6,181	230,228	27,506	257,734	
補正前	長 等	3	0	26,106	11,534	2,873	6,181	46,694	7,223	53,917	その他の手当 通勤手当 351千円 児童手当 300千円 退職手当 5,530千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	20,283	140,063	
	その他の特別職	1,134	63,267	0	0	0	0	63,267	0	63,267	
	計	1,152	145,339	26,106	49,242	2,873	6,181	229,741	27,506	257,247	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	4	487	0	0	0	0	487	0	487	
	計	4	487	0	0	0	0	487	0	487	

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 407 (447)	千円 489,697	千円 2,010,966	千円 1,720,741	千円 4,221,404	千円 809,752	千円 5,031,156	
補正前	407 (447)	489,697	2,010,966	1,716,425	4,217,088	809,752	5,026,840	
比 較	0 (0)	0	0	4,316	4,316	0	4,316	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	40,500	231,334	54,600	22,940	120,505	1,224	35,081	4,804
	補正前	40,500	231,334	54,600	22,940	116,189	1,224	35,081	4,804
比 較	0	0	0	0	4,316	0	0	0	
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
		千円	千円	千円	千円				
補正後	24,510	561,892	433,965	189,386					
補正前	24,510	561,892	433,965	189,386					
比 較	0	0	0	0					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 407 (165)	千円 0	千円 2,010,966	千円 1,597,190	千円 3,608,156	千円 724,079	千円 4,332,235	
補正前	407 (165)	0	2,010,966	1,592,874	3,603,840	724,079	4,327,919	
比 較	0 (0)	0	0	4,316	4,316	0	4,316	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	40,500	231,334	54,600	22,940	120,505	1,224	35,081	4,804
	補正前	40,500	231,334	54,600	22,940	116,189	1,224	35,081	4,804
	比 較	0	0	0	0	4,316	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 24,510	千円 494,801	千円 377,505	千円 189,386				
	補正前	24,510	494,801	377,505	189,386				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	4,316	その他の増減分	4,316	大阪府知事及び府議会議員選挙等執行事業等に伴う増加	超過勤務手当 4,316 千円

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	1,865,500	13,679,212	1,981,100	13,794,812
(1) 総 務	31,100	4,330,477	33,800	4,333,177
(2) 民 生		607,867	8,200	616,067
(5) 商 工			3,200	3,200
(5) 土 木	461,600	1,418,192	190,900	1,147,492
(6) 公 営 住 宅		391,496	367,600	759,096
(8) 教 育	1,277,900	5,378,319	1,282,500	5,382,919
計	1,865,500	21,440,156	1,981,100	21,555,756

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,258,029		9,258,029	28.6
2 地方譲与税	169,600		169,600	0.5
3 利子割交付金	23,700		23,700	0.1
4 配当割交付金	73,300		73,300	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	99,100		99,100	0.3
6 法人事業税交付金	202,300		202,300	0.6
7 地方消費税交付金	1,696,500		1,696,500	5.2
8 ゴルフ場利用税交付金	38,600		38,600	0.1
9 地方特例交付金	78,400		78,400	0.2
10 地方交付税	4,389,400		4,389,400	13.6
11 交通安全対策特別交付金	7,440		7,440	—
12 分担金及び負担金	101,193		101,193	0.3
13 使用料及び手数料	335,650		335,650	1.0
14 国庫支出金	6,440,174	168,073	6,608,247	20.4
15 府支出金	2,637,450	13,418	2,650,868	8.2
16 財産収入	48,242		48,242	0.2
17 寄附金	1,503,870	11,730	1,515,600	4.7
18 繰入金	2,540,504	284,320	2,824,824	8.7
19 諸収入	299,831	4,900	304,731	1.0

(単位：千円・%)

20 市債	1,865,500	115,600	1,981,100	6.1
21 繰越金	0		0	0.0
歳入合計	31,808,783	598,041	32,406,824	100.0

